

国際捕鯨取締条約の現状

1946年12月2日ワシントンにおいて
アルゼンチン、ブラジル、カナダ、チリ、デンマーク、フランス、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ペルー、南アフリカ、ソビエト社会主義共和国連邦、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、及びアメリカ合衆国により署名された

国際捕鯨取締条約の現状

締約政府	批准書の寄託日	加盟書の受理日	効力発生日
アンティグアバーブーダ		1982年7月21日	1982年7月21日
アルゼンチン ⁴⁷	1960年5月18日 ¹		1960年5月18日
オーストラリア ⁴⁵	1947年12月1日		1948年11月10日
オーストリア		1994年5月20日	1994年5月20日
ベルギー		2004年7月14日	2004年7月14日
ベリーズ ²⁹		1982年7月15日 2003年6月17日	1982年7月15日 2003年6月17日
ベナン		2002年4月26日	2002年4月26日
ブラジル ^{2,46}	1950年5月9日	1974年1月4日 ³	1950年5月9日 1974年1月4日
ブルガリア		2009年8月10日	2009年8月10日
カンボジア		2006年6月1日	2006年6月1日
カメルーン		2005年6月14日	2005年6月14日
チリ ⁵⁶	1979年7月6日 ¹⁷		1979年7月6日
中国		1980年9月24日 ¹⁸	1980年9月24日
コロンビア		2011年3月22日	2011年3月22日
コンゴ共和国		2008年5月29日	2008年5月29日
コスタリカ		1981年5月6日 ¹⁹ 1981年7月24日	1981年5月6日 ¹⁹ 1981年7月24日
コートジボワール		2004年7月8日	2004年7月8日
クロアチア		2007年1月10日	2007年1月10日

国際捕鯨取締条約の現状

締約政府	批准書の寄託日	加盟書の受理日	効力発生日
キプロス		2007年2月26日	2007年2月26日
チェコ共和国		2005年1月24日	2005年1月24日
デンマーク	1950年5月23日		1950年5月23日
ドミニカ連邦		1981年7月9日 ²³ 1992年6月18日	1981年7月9日 1992年6月18日
ドミニカ共和国		2009年7月30日	2009年7月30日
エクアドル ³⁵		1991年5月2日 ³³ 2007年5月10日	1991年5月2日 2007年5月10日
エリトリア		2007年10月10日	2007年10月10日
エストニア		2009年1月7日	2009年1月7日
フィンランド ⁵⁷		1983年2月23日	1983年2月23日
フランス ⁴²	1948年12月3日		1948年12月3日
ガボン		2002年5月8日	2002年5月8日
ガンビア		2005年5月17日	2005年5月17日
ドイツ連邦共和国 ⁴³		1982年7月2日 ²²	1982年7月2日
ガーナ		2009年7月17日	2009年7月17日
グレナダ		1993年4月7日	1993年4月7日
ギニア		2000年6月21日	2000年6月21日
ギニアビサウ		2007年5月29日	2007年5月29日
ハンガリー		2004年6月1日	2004年6月1日
アイスランド ^{34, 39, 59}		1947年3月10日 2002年10月10日	1948年11月10日 2002年10月10日
インド		1981年3月9日	1981年3月9日
アイルランド		1985年1月2日	1985年1月2日
イスラエル		2006年6月7日	2006年6月7日
イタリア ⁴⁴		1998年2月12日	1998年2月12日

国際捕鯨取締条約の現状

締約政府	批准書の寄託日	加盟書の受理日	効力発生日
日本 ⁴		1951年4月21日	1951年4月21日
ケニア		1981年12月2日	1981年12月2日
キリバス		2004年12月28日	2004年12月28日
韓国		1978年12月29日	1978年12月29日
ラオス		2007年5月22日	2007年5月22日
リトアニア		2008年11月25日	2008年11月25日
ルクセンブルク		2005年6月10日	2005年6月10日
マリ		2004年8月17日	2004年8月17日
マーシャル諸島		2006年6月1日	2006年6月1日
モーリタニア		2003年12月23日	2003年12月23日
メキシコ ⁴⁸		1949年6月30日	1949年6月30日
モナコ ⁵³		1982年3月15日	1982年3月15日
モンゴル国		2002年5月16日	2002年5月16日
モロッコ		2001年2月12日	2001年2月12日
ナウル		2005年6月15日	2005年6月15日
オランダ ^{5,7,21,49}	1948年11月10日		1948年11月10日
		1962年5月4日 ⁶	1962年5月4日
		1977年6月14日 ⁸	1977年6月14日
ニュージーランド ^{9,55}	1949年8月2日		1949年8月2日
		1976年6月15日	1976年6月15日
ニカラグア		2003年6月5日	2003年6月5日
ノルウェー ^{10,13,54}	1948年3月3日		1948年11月10日
		1960年9月23日 ^{11,12}	1960年9月23日
オマーン		1980年7月15日	1980年7月15日

国際捕鯨取締条約の現状

締約政府	批准書の寄託日	加盟書の受理日	効力発生日
パラオ		2002年5月8日	2002年5月8日
パナマ ¹⁴		1948年9月30日	1948年11月10日
		2001年6月12日	2001年6月12日
ペルー ⁵¹		1979年6月18日 ^{16,24,26}	1979年6月18日
ポーランド		2009年4月17日	2009年4月17日
ポルトガル ⁶⁰		2002年5月14日	2002年5月14日
ルマニア		2008年4月9日	2008年4月9日
ロシア連邦 ³⁶	1948年9月11日		1948年11月10日
セントキッツ・ネーヴィス		1992年6月24日	1992年6月24日
セントルシア		1981年6月29日	1981年6月29日
セントビンセント及び グレナディーン諸島		1981年7月22日	1981年7月22日
サンマリノ ⁵²		2002年4月16日	2002年4月16日
サントメ・プリンシペ		2018年5月18日	2018年5月18日
セネガル		1982年7月15日	1982年7月15日
スロバキア		2005年5月22日	2005年5月22日
スロベニア		2006年9月20日	2006年9月20日
ソロモン諸島 ³¹		1993年5月10日 ³¹	1993年5月10日 ³¹
南アフリカ	1948年5月5日		1948年11月10日
スペイン		1979年7月6日	1979年7月6日
スリナム		2004年7月14日	2004年7月14日
スウェーデン ^{15,40}		1949年1月28日	1949年1月28日
		1979年6月15日	1979年6月15日
スイス		1980年5月29日	1980年5月29日
タンザニア		2008年6月23日	2008年6月23日

国際捕鯨取締条約の現状

締約政府	批准書の寄託日	加盟書の受理日	効力発生日
トーゴ		2005年6月15日	2005年6月15日
ツバル		2004年6月30日	2004年6月30日
グレートブリテン及び北 アイルランド連合王国 ⁴¹	1947年6月17日		1948年11月10日
アメリカ合衆国 ⁵⁸	1947年7月18日		1948年11月10日
ウルグアイ ³²		1981年7月15日	1981年7月15日
		2007年9月27日	2007年9月27日

条約の元締約国：

カナダ ²⁰	1949年2月25日		1949年2月25日
エジプト ³⁰		1981年9月18日	1981年9月18日
ギリシャ ⁶¹		2007年5月16日	2007年5月16日
グアテマラ ⁶²		2006年5月16日	2006年5月16日
ジャマイカ		1981年7月15日 ²⁵	1981年7月15日
モーリシャス ²⁷		1983年6月17日	1983年6月17日 ²⁷
フィリピン ²⁸		1981年8月10日	1981年8月10日
セーシェル ³⁷		1979年3月19日	1979年3月19日
ベネズエラ ³⁸		1991年7月11日	1991年7月11日

1. (a) アルゼンチンの批准書には、(条約の)留保として指定された次の声明が含まれている：
「もし、他の締約国が、当該条約の第1条第2項および第9条第1項、第3項および第4項、また、これに付随する手順規則の第1条b)項または一致する規定に従い、条約または手順規則をマルビナス諸島、サウスジョージア諸島、サウスサンドウィッチ諸島およびアルゼンチン領南極地域などのようにアルゼンチン共和国の主権に属する領土に拡張し適用した場合、その拡張はアルゼンチンの権利に一切の影響を及ぼすものではないことを明示する。」

(b) 英国大使は、1960年8月12日付けの書簡で国務長官に次のように通知した：
「アルゼンチンの念書は留保として明示される声明を含んでおり、これはフォークランド諸島をマルビナス諸島との誤った呼び方を用いる他、これら諸島並びにサウスジョージア諸島およびサウスサンドウィッチ諸島を含むフォークランド諸島属領へのアルゼンチン主権申し立てにも言及している。」

「女王陛下の大使は、フォークランド諸島及びフォークランド諸島属領は、現在および将来にわたり女王陛下の主権のもとにあるとともに、陛下の政府は、アルゼンチン政府がこれら

国際捕鯨取締条約の現状

の領土のいかなる部分に対しても主権を主張することを認めないことを、米国政府にすべての締約国に通知するよう要請するよう指示された。」

(c) 国務長官は、1960年9月14日付けの書簡にて在米アルゼンチン大使に、次のように通知した：

「我が政府は、これまでと同様、南極の領土に対して主張されている、いかなる主権の主張を認めておらず、そして、それに関してアメリカ合衆国のすべての権利を留保することを指摘したい。」

(d) 1960年8月12日付けの英国大使の国務長官への書簡に示されている見解に関して、国務長官が英国臨時代理大使に対し、1960年10月6日付けの書簡によって次のように通知した：

「英国政府は『フォークランド諸島属領』に南極大陸の一部が含まれると考えていることを理解する限り、国務長官はこれまでの機会に自国政府が行ったように、アメリカ合衆国政府は、南極大陸に対して主張されてきた如何なる主権の主張を認めておらず、その地域に関するアメリカ合衆国のすべての権利を留保していることを指摘したい。」

2. 1965年12月27日付の国務長官への書簡により、ブラジルの臨時代理大使は、1966年6月30日より発効の条約からのブラジルの脱退を通知した。

3. ブラジルの加盟は1956年の議定書によって改正された条約に適用される。

4. 1959年2月6日付の国務長官への書簡により、日本大使は、1959年6月30日より発効の条約からの日本の脱退を通知した。

日本大使は、1959年6月29日付の書簡によって、「日本政府は、これにより上記の脱退通知を取り消した」ことを国務長官に通知した。

5. 1958年12月31日付の国務長官への書簡により、オランダ大使は、1959年6月30日より発効の条約からのオランダの脱退を通知した。

6. オランダの加盟は1956年の議定書によって改正された条約に適用される。

7. 1969年12月24日付の国務長官への書簡により、オランダ大使は、1970年6月30日より発効の条約からのオランダの脱退を通知した。

8. オランダによる加盟書は、条約および1956年の議定書がヨーロッパのオランダ王国に適用されると述べている。

9. 1968年10月1日付の国務長官への書簡により、ニュージーランド大使は、1969年6月30日より発効の条約からのニュージーランドの脱退を通知した。

10. 1958年12月29日付の国務長官への書簡により、ノルウェー大使は、1959年6月30日より発効の条約からのノルウェーの脱退を通知した。

11. ノルウェーの加盟は1956年の議定書によって改正された条約に適用される。

12. ノルウェー大使は1960年9月23日付の書簡によって、「条約へのノルウェー政府の継続的

国際捕鯨取締条約の現状

な加盟は、次の条件が満たされることに依存している」と、国務長官に通知した：「1) オランダ政府が条約に加盟すること、2) ソビエト社会主義共和国連邦政府が、国際捕鯨委員会によって設定された総捕獲枠に対するソビエト遠征の分前の捕獲量を、7年間にわたって年間20%に制限するという、1958年11月の誓約を守ること、3) ノルウェー、日本、オランダ、英国の間で、総捕獲枠の残りの80%の分割について、妥当な期間内に合意に達すること。同時に、ノルウェー政府は、南極海域において遠洋捕鯨に従事している国々の間で、国際捕鯨委員会策定の規制が遵守されるよう、国際査察制度についての合意成立は死活的な重要性を有することを強調したい。」

13. 1961年12月29日付の国務長官への書簡により、ノルウェー大使は、1962年6月30日より発効の条約からのノルウェーの脱退を通知した。

1962年6月6日に、ノルウェー大使から、1961年12月29日付の脱退通知を取り消す旨の書簡が受理された。

14. 1968年7月2日付の国務長官への書簡により、パナマ大使は、1969年6月30日より発効の条約からのパナマの脱退を通知した。

1969年6月13日に、パナマ大使から、1968年7月2日付の脱退通知を取り消す旨の書簡が受理された。

1977年11月16日付の書簡により、パナマ大使館は、1978年6月30日より発効の条約からのパナマの脱退を国務省に通知した。

パナマ政府は条約の締約国としてとどまる決定をし、1977年11月16日付の脱退通知を撤回する旨を国務省に通知する1978年6月26日付の書簡がパナマ大使館から受理された。

1979年2月7日付の書簡により、パナマ大使館は、条約からのパナマの脱退を通知した。脱退は1980年6月30日に発効した。

15. 1963年12月17日付の国務長官への書簡により、スウェーデン大使は、1964年6月30日より発効の条約からのスウェーデンの脱退を通知した。

1979年6月12日付の書簡により、スウェーデン大使はスウェーデン政府の条約に加盟する決定を通知した。大使の書簡は1979年6月15日に米国政府に受理された。

16. 次の声明を伴うペルーによる批准「これは、ペルーがその海岸から200カイリの限界まで行使する主権と管轄権の妨げまたは制約として解釈できるものではない」。

17. チリによる批准には、条約のいかなる規定にも、200カイリの海域におけるチリの主権的権利に影響を及ぼし、または制限することができないという留保が含まれている。

18. 中華人民共和国政府による加盟の通知には、翻訳では次のような内容の宣言が含まれている：

「…中国政府は、中国の名のもとで台湾当局による、上記条約への加盟申請および承認は不法で、無効と宣言する。」

19. 1981年6月1日の書簡により、コスタリカは、立法手続きが終了するまで加盟の通知を撤

回した。

20. 1981年6月24日付の書簡により、カナダ外務大臣は、1982年6月30日より発効の条約からのカナダの脱退を国務省に通知した。
21. 1982年2月16日に受理された、オランダ王国外務大臣よりの条約および1956年議定書の適用がオランダ領アンティルに拡張される旨を述べる宣言。

在ワシントンのオランダ王国大使館が、国務省に1986年1月9日付の次の内容の外交文書を伝達した：

「オランダ王国大使館は国務省にその賀辞を呈するとともに、国務省の(国際捕鯨取締条約)の被寄託者としての権能に鑑み、次の事項について同省の配慮を謹んで要請する。

「1986年1月1日から、オランダ領の一部であったアルバ島は、オランダ王国内の国家としての内部自治権を取得した。その結果、1986年1月1日よりオランダ王国は3カ国で構成されている。すなわち、オランダ本土、オランダ領アンティルおよびアルバ。

「上記の出来事は、オランダ王国内の内部憲法関係の変更に関するものであり、王国そのものとして、国際法の下では、締結している条約の変わらぬ対象にあたるため、前述の変更は、王国が締結する条約とその適用がアルバを含むオランダ領アンティルに拡張されたことに関して、国際法による一切の影響を及ぼさない。

「したがって、これらの条約は、1986年1月1日より、オランダ王国内の自治国としての新しい地位にあるアルバにも適用され続ける。

「前述の理由により、オランダ王国が締約国であり、1986年1月1日からオランダ領アンティルに拡張された『国際捕鯨取締条約』はオランダ王国を成す3つの国のすべてに適用される。

「大使館は、関係する他の締約国に上記のことを通知していただければ幸いである。

「オランダ王国大使館はこれを機会として、改めて国務省に対し最高の敬意を表す。」

在ワシントンのオランダ王国大使館が、国務省に2010年10月6日付の外交文書を伝達し、関連部分の内容は以下の通り：

「オランダ王国は現在、オランダ、オランダ領アンティルおよびアルバの3つの部分から構成されている。オランダ領アンティルは、キュラソー、シント・マルテン、ボネール、シント・ユースタティウスおよびサバの島々で構成されている。

2010年10月10日から効力を有して、オランダ領アンティルはオランダ王国の一部として存在しなくなる。その日以降、王国は4つの部分で構成される：オランダ、アルバ、キュラソーおよびシント・マルテン。キュラソーとシント・マルテンは、アルバそして2010年10月10までのオランダ領アンティルのように、王国内において内部自治政府を享受する。

「これらの変更は、オランダ王国内の内部憲法関係の改正である。オランダ王国は、それに応じ締結されている条約の国際法の対象であり続ける。そのため、王国の構造の変更は、オランダ領アンティルのための王国によって批准された国際協定の有効性に影響を与えない。これらの協定は引き続きキュラソーおよびシント・マルテンに適用される。

「これまでオランダ領アンティルの一部であったその他の島々、すなわちボネール、シント・ユースタティウスおよびサバはオランダの一部となり「オランダのカリブ地域」を構成することになる。現在、オランダ領アンティルに適用される協定は、これらの島々にも引き続き適用される。しかし、これら協定の履行責任は、今後、オランダ政府が担うことになる。」

22. 条約と議定書がドイツ連邦共和国のために効力を発するのと同じ日付に、(西)ベルリンに

国際捕鯨取締条約の現状

も適用されるものとする宣言を伴うドイツ連邦共和国政府による加盟書。

23. 1982年6月15日付の書簡により、ドミニカ連邦の外務省は、1983年6月30日より発効の条約からのドミニカ連邦の脱退を通知した。
24. 1983年5月27日付けのドイツ連邦共和国の大使からの書簡によって、1979年6月18日に条約の批准に伴うペルーの声明に対し、正式な意義申立が行われた。
25. 1983年9月2日付の書簡により、ジャマイカ外務大臣は条約からのジャマイカ脱退を通知した。脱退は1984年6月30日より効力を発した。
26. 1984年3月1日付けのイギリス大使の書簡により、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府は「ペルーは自国沿岸から200海里までの海域において無制限の主権と管轄権を行使しているとの主張が国際法の下で合法性はないと考える」と述べた。
27. 1987年8月27日付の書簡により、モーリシャス大使は、モーリシャス政府の条約脱退を通知した。脱退は1988年6月30日より効力を発した。
28. 1987年12月3日付の書簡により、フィリピン大使館は、フィリピン政府の条約脱退を通知した。脱退は1988年6月30日より有効となった。
29. 1987年12月30日付の書簡により、ベリーズ大使は、ベリーズ政府の条約脱退を通知した。脱退は1988年6月30日より効力を発した。
30. 1988年11月29日付の書簡により、エジプト・アラブ共和国大使館は、条約からの脱退を通知した。脱退は1989年6月30日より効力を発した。
31. ソロモン諸島は1985年7月18日に条約加入書を寄託した。1989年11月9日付の書簡により、ソロモン諸島の外務省が条約からの脱退を通知した。脱退は1990年6月30日より効力を発した。1993年5月10日に、ソロモン諸島から、加盟寄託書が受理された。
32. 1990年10月15日付の書簡により、ウルグアイ大使館は、ウルグアイの条約脱退を通知した。脱退は1991年6月30日に発効した。
33. 加入書には、翻訳において以下のような留保が含まれている：
「その規定のいずれによっても、エクアドルが離島および大陸の200海里に及ぶ領海内において保持し、行使してきた、そして行使している主権に影響を及ぼすまたはそれを軽減することはない。」

この留保に対する異議は、アメリカ政府、ロシア連邦およびドイツ連邦共和国から受領。タブAに書簡添付。
34. 1991年12月27日付の書簡により、アイスランド大使館は、1992年6月30日から効力を発する、アイスランドの条約脱退を通知した。
35. 1993年12月8日付の書簡により、エクアドル大使館は、1994年6月30日から効力を発する、エクアドルの条約脱退を通知した。
36. 1992年6月25日付けの書簡により、在ロンドンのロシア連邦大使館は国際捕鯨委員会に

対し、ソビエト社会主義共和国連邦の国際捕鯨取締条約加盟はロシア連邦によって継続され、今後「ロシア連邦」という名前を使うべきであることを通知した。

37. 1994年4月18日付けで、1994年6月3日にアメリカ政府に受理された書簡により、セイシェル政府が在ビクトリアの大使館に、条約から脱退する意向を伝えた。脱退は1995年6月30日から発効した。
38. 1998年2月18日付の通知書により、ベネズエラ政府が、条約から脱退する意向を国務省に伝えた。脱退は1999年6月30日に発効した。
39. 2001年6月8日、アイスランドは、捕鯨条約の附表の第10項(e)の留保を付する条約および1956年議定書への加盟書を寄託した。その寄託機能の遂行において、米国は、2001年6月11日付けの書簡により、捕鯨条約の締約国にアイスランドの行動について通知した。2001年7月22日、国際捕鯨委員会の第53回総会において、(19の賛成投票、反対なし、3の棄権、16カ国の不参加で)委員会がアイスランドの留保を認めないことを決定した。委員会のその後の投票では、アイスランドをオブザーバーとして認識し続ける(賛成18、反対16、棄権4)ことを決定した。

2002年5月14日に、アイスランドは、2001年6月8日に寄託した加盟書に含まれるのと同じの捕鯨条約附表の第10項(e)の留保を付する条約および1956年議定書への加盟書を寄託した。この加盟書には、アイスランドが提供した英訳文では、次の声明が含まれている：

アイスランド政府は、上記の留保にかかわらず、国際捕鯨委員会での改定管理方式についての交渉において進展がなされている限り、アイスランドの船舶による商業目的のための捕鯨を承認しない。ただし、附表の第10項(e)に含まれる商業目的のための捕鯨の、いわゆるモラトリアムについて、改定管理方式が完了後の合理的な期間内にそれが解除されない場合、この限りではない。

いかなる状況下においても、商業目的のための捕鯨は、確かな科学的根拠と効果的な管理及び実施計画なしに認可されることはない。

寄託者は、下関で開催された第54回国際捕鯨委員会総会の出席加盟国に、アイスランドの行動を伝えた。2002年5月20日に、委員会は、アイスランドの留保を認めないとともにアイスランドをオブザーバーとして承認すると第53回国際捕鯨委員会総会での決定に拘束されるという議長の判断を(25対20票によって)支持することを決定づけた。

2002年10月10日に、アイスランドは、2001年6月8日および2002年5月14日に寄託した加盟書に含まれるのと同じの捕鯨条約附表の第10項(e)の留保を付する条約および1956年議定書への、もう一つの加盟書を寄託した。この加盟書には、アイスランドが提供した英訳文では、次の声明が含まれている：

アイスランド政府は、上記[の留保]にかかわらず、2006年前までに商業目的のための捕鯨を承認しないこととし、それ以後、国際捕鯨委員会での改定管理方式についての交渉において進展がなされている限り、このような捕鯨を承認しない。ただし、附表の第10項(e)に含まれる商業目的のための捕鯨の、いわゆるモラトリアムについて、改定管理方式が完了後の合理的な期間内にそれが解除されない場合、この限りではない。

いかなる状況下においても、商業目的のための捕鯨は、確かな科学的根拠と効果的な管理及び実施計画なしに認可されることはない。

寄託者は、2002年10月14日に英国のケンブリッジで開催された第5回国際捕鯨委員会特別会合の出席加盟国に、アイスランドの行動を伝えた。アイスランドの留保を認めないとともにアイスランドをオブザーバーとして承認すると第53回委員会総会での決定に拘束されるという議長の判断への挑戦投票において委員会は(19対18票によって)その判断を

国際捕鯨取締条約の現状

支持しないことを決定した。

40. 2002年11月27日に受理された2002年11月26日付けの書簡により、スウェーデン政府は、2002年10月10日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を唱えた。
41. 2002年12月16日に受理された2002年12月5日付けの書簡により、グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国は、2002年10月10日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を唱えた。
42. 2003年1月7日に受理された2002年12月13日付けの書簡により、フランスは、2002年10月10日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を唱えた。
43. 2003年2月3日付で、同日受理された書簡により、ドイツは、2002年10月10日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を唱えた。
44. 2003年2月5日に受理された2002年12月6日付けの書簡により、イタリアは、2002年10月10日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を唱えた。イタリアによる異議申立は関連する部分で次のように述べている。「・・・アイスランドは、その留保のため、条約の締約国として、かつIWCの加盟国としてもみなすことができない。」
45. 2003年2月5日付で、同日受理された書簡により、オーストラリアは、2002年10月10日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を唱えた。
46. 2003年2月5日に受理された2003年1月31日付けの書簡により、ブラジルは、2002年10月10日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を唱えた。
47. 2003年2月6日付で、同日受理された書簡により、アルゼンチンは、2002年10月10日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を唱えた。
48. 2003年2月14日に受理された2003年2月10日付の書簡により、メキシコは2002年10月10日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を唱えた。メキシコによる異議申立は関連する部分で次のように述べている。「・・・その留保のため、アイスランドは、メキシコに関する限りにおいて、条約の加盟国として、また国際捕鯨委員会（IWC）のメンバーとしても見なされることはない。」
49. 2003年2月26日に受理された2003年2月12日付の書簡により、オランダは2002年10月10日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を唱えた。
50. 2003年3月6日に受理された2003年2月4日付の書簡により、スペインは2002年10月10日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を唱えた。
51. 2003年3月11日に受理された2003年2月5日付の書簡により、ペルーは2002年10月10日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を唱えた。
52. 2003年3月17日に受理された2003年3月13日付の書簡により、サンマリノ共和国の外務省は2002年10月10日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を唱えた。

国際捕鯨取締条約の現状

53. 2003年3月24日に受理された2003年2月13日付の書簡により、モナコ公国の外務省は2002年10月10日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を唱えた。
54. 2003年3月26日に受理された2003年3月25日付の書簡により、ノルウェー王国大使館はアイスランドの国際捕鯨委員会加盟に対するノルウェー政府の立場を伝えた。書簡は関連する部分で次のように述べている。

「ノルウェー政府の立場は、国際捕鯨委員会（IWC）の管轄機関がすでに、アイスランドのIWC加盟に関して決定を下したことであり、1969年5月23日の条約法に関するウィーン条約の第20条3項の原則に則り、全てのIWC締約国に対して拘束力がある。アイスランドの加盟を受け入れるという2002年10月14日の第5回IWC特別会合の決定は、全てのIWC締約国に、付け足されている留保のままでアイスランドをIWCの締約国として完全に認めることを義務付けており、ノルウェーはこの決定に対するあらゆる全ての異議申立を法的な効果がないものとみなす。

「ノルウェー政府は、上記決定に従って行動することを保証するとともにその正当性を疑う試みに反対する。」

55. 2003年4月23日に受理された2003年4月17日付の書簡により、ニュージーランド大使館はアイスランドの国際捕鯨委員会加盟に対するニュージーランド政府の立場を伝えた。書簡は関連する部分で次のように述べている。

「ニュージーランド政府の見解では、この留保は条約で認められていない。さらに、ニュージーランド政府は、この留保は条約の目的および目標と相容れないものであり、法的効力はないと考える。したがって、ニュージーランドは、ニュージーランドとアイスランドの間で条約が有効であると認識していない。」

56. 2003年5月23日に受理された2003年5月6日付の書簡により、チリ共和国の外務省は2002年10月10日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を唱えた。チリによる異議申立は関連する部分で次のように述べている。「チリ政府は、・・・留保に関して異議申立を表明するとともに、これは、1986年に国際捕鯨委員会によって承認された条約の附表ないし附属書の時期尚早な提示であり、認められないものであると宣言する。」（チリ外務省が提供する非公式翻訳）
57. 2003年5月15日付で、2003年5月30日に受理された書簡により、フィンランド政府は、2002年10月10日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を唱えた。
58. アメリカ合衆国は、2003年5月27日付の回状書簡により、条約の締約国としての立場で、2002年10月10日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を唱えた。
59. 2003年5月19日付で、2003年6月4日に受理された書簡により、アイスランドの外務省は、2002年10月10日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保についてのスウェーデンの異議申立に関する見解を伝えた。アイスランド外務省の書簡は関連する部分で次のように述べている。

「(スウェーデン大使館の)・・・書簡は、スウェーデン政府による異議申立

国際捕鯨取締条約の現状

はアイスランドとスウェーデンとの間での条約の効力発生を妨げるものではないと明言している。しかし、書簡には次の結論も含まれている。『アイスランドは留保の恩恵を受けることなく、条約全体が発効する。』

「この結論は国際法に根拠がない。慣習国際法を反映した、条約法に関するウィーン条約の第 21 条第 3 項によると、『留保に反対する国家は、それ自体と留保国との間での条約の発効に反対していない場合、留保が関連する規定は、留保の範囲において両国の間で適用されるものではない。』

「したがって、国際捕鯨取締条約は、アイスランドの留保が関係する条約に添付されている附表の第 10 項(e)を除いて、アイスランドとスウェーデンの間で発効している。」

60. 2003 年 5 月 15 日付で、2003 年 6 月 16 に受理された書簡により、ポルトガル政府は 2002 年 10 月 10 日に寄託されたアイスランドの加盟書に含まれる留保について異議を唱えた。書簡は関連する部分で次のように述べている。

「附表の第 10 項(e)が採択された時（1982 年）、アイスランドは捕鯨条約の締約国として 90 日の期限内に条約の第 5 条 3 項で定められた手続きの下で異議申立できたが、一切異議申立していない。

「ポルトガルは、この留保は捕鯨条約の目的および目標と相容れないものであるため、アイスランド共和国政府による条約の附表の第 10 項(e)に関する留保には異議を申し立てる。

「それにもかかわらず、条約の残りの部分はアイスランドとポルトガルの間で発効し得るとするのは、我々の理解である。」

61. 2012 年 12 月 19 日付の書簡により、ギリシャ大使館は、2013 年 6 月 30 日より効力を発する、条約からのギリシャの脱退を通知した。

62. 2016 年 12 月 26 日付の書簡により、グアテマラの副外務大臣は、2017 年 6 月 30 日より効力を発する、条約からのグアテマラの脱退を通知した。

国務省、
ワシントン、2018 年 5 月 22 日。